

浜山体育館利用手続き及び利用上の注意事項

NPO 法人出雲スポーツ振興 21

◎利用手続きについて

(占有利用)

- 1, 申込み手続きは直接来館し、所定の施設等占有許可申請書により申請してください。申請書はできるだけ早く（遅くとも利用 1 週間前まで）提出し、利用責任者や連絡先を明示してください。
- 2, 規模の大きな大会や催し等に関しては、場合によって島根県や警察署、消防署、医療機関、そして浜山公園周辺地域等と協議し、指示を仰がなければならぬことがありますので、必ず事前に職員と打ち合わせを行ってください。

◎施設・付属設備利用料金について

- 1, 施設及び付属設備利用料金は、料金表をご確認ください。
- 2, 施設利用料金は、原則として利用日までに前納とします。超過及び付属設備の利用（机やイス、エアコン等）に関しましては、当日清算となります。また、請求書の発行による振込みについては、職員にご相談ください。
(料金納入後のキャンセルは原則できません。料金も返還できませんので、ご了承ください。)

◎利用時間について

- 1, 申請される利用時間には、準備及び終了後の片付けに要する時間も含まれています。
- 2, やむを得ず利用時間を超過しなければならない場合は、職員まで申し出てください。ただし、その利用の前後に別の利用予約がある場合は、延長等できかねますので、ゆとりを持って利用時間を決定してください。

◎利用者の遵守事項について

- 1, 利用者は、許可を受けた施設及び目的以外の利用はできません。
- 2, 利用者間の予約譲渡はできません。
- 3, 利用者は、次に掲げる事項を遵守してください。その利用に伴う来館者も同様とします。
 - ① 利用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
 - ② 利用許可を受けた設備以外の設備を利用しないこと。
 - ③ 火災や盗難等、考えられるトラブルに対する回避・予防策を講じること。
 - ④ その他の事項については、職員の指示に従うこと。
- 4, 施設を損壊し、または滅失したときは速やかに職員に届け出ることとし、職員の指示に従ってください。
- 5, 利用者は、施設等の利用を終了したときは速やかに職員に終了を伝え、借用品の返却及び片付けの点検を受けてください。器具庫内の整理整頓にご協力願います。
- 6, 次に掲げる事項に該当するものに対しては、体育施設から退去させることができます。
 - ① 伝染性の病気にかかっていると認められる者。
 - ② 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌惡の情を醸すとする者。
 - ③ 他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑となるおそれのあるものを携行する者。
 - ④ その他、施設の管理上支障があると認められる者。

◎緊急事態等について

- 1, 地震や火災等、自然災害及び人為的災害が起こった場合は職員の誘導に従い、落ち着いて避難してください。
主催者は、参加者等の誘導にご協力ください。
- 2, AED を体育館事務室に設置しております。利用者に事故が起きた場合は、応急手当及び救急車を手配しますので、大至急職員を呼んでください。

◎その他の注意事項について

- 1, 館内は必ず持参された上履き及び備え付けのスリッパに履き替えてください。
- 2, 館内は禁煙です。（喫煙は、所定の屋外喫煙場所でお願いします。）飲酒もできません。
- 3, 飲食については、原則1階2階のロビー及び2階観覧席でのみお願ひいたします。（多目的室・控え室も可）（メインアリーナやサブアリーナ、小体育室といったプレーフィールドでは、ふた付きのドリンク（ペットボトルや水筒、スクイズボトル等）に限り、許可します。）
- 4, ロビーでの練習は、一般利用者の迷惑にならないようなウォーミングアップ程度に限ります。ボール等用具を使った練習はできません。
- 5, 2階観覧席から1階プレーフィールドを臨む強化ガラス壁が若干低い位置にありますので、そのガラス壁に寄りかかったり、ガラス壁前で立ち上がって応援したりすることはおやめください。
- 6, 館内の電源コンセントは、原則利用をお断りしています。給湯ポットやビデオカメラ、携帯電話の充電等、コンセントの利用はご遠慮ください。また、このことを主催側で参加者及び観覧者に必ずご周知ください。
- 7, 施設及び付属設備、備品については利用方法を確認し、丁寧に取り扱ってください。
- 8, 体育館施設以外の設備を持ち込み、設営する必要がある場合は必ず事前に申し出てください。（管理運営上、設置者（島根県）に判断を仰がなければならない場合があります。）その上で職員と十分に打ち合わせを行い、施設の損壊及び滅失がないようにしてください。また、終了後は原状回復後、職員の立会いのもと点検を行ってください。
- 9, ロビー及びプレーフィールドに机やイスを設置する場合は、必ず養生シートを敷いた上で設置してください。
- 10, 各種競技で利用する支柱や競技器具を設置する場合は、床に損傷を与えないように必ず複数名で準備・片付けを行ってください。
- 11, 施設利用後は、主催側でプレーフィールドのモップ掛け、観覧席やロビー及び控え室等のゴミの始末、忘れ物の確認を必ず行ってください。
- 12, 物品の販売や広告、営業行為等に関しましては、必ず所定の中請を行い、行為許可料を支払った上で職員の指示に従ってください。
- 13, 大会や催しでの写真及び映像撮影は、主催者の判断によりますので主催者にご相談ください。単独での館内撮影に関しては職員に申し出て、撮影理由や用途を明確にしてください。場合によっては許可できません。
- 14, 大会や催しの運営に必要な消耗品（用紙・マジック・各種ペン・テープ等）は、主催側で準備してください。
- 15, ラインテープを貼る際は、競技用のラインテープ及び体育館フロア専用のものを利用してください。（事務室で販売しております。）それ以外のものに関しては認められません。養生シートを固定するテープ等に関しては弱粘性のテープのみ許可できますが、必ず職員に連絡し、指示に従ってください。
- 16, 屋外で使用したもの（例：各種ボール、綱引の綱等）の持込みはできません。
- 17, トイレでは、ご面倒でも衛生上必ず備え付けのスリッパに履き替えてください。
- 18, 危険物（刃物等）、爆発物（利用に必要性を認められないスプレー缶等）、ペットの館内持ち込みはできません。
- 19, 弁当殻や運営上のゴミは、最終的に主催者が責任を持ってお持ち帰りください。
- 20, 公共施設のマナーを遵守し、誰もが気持ちのよい施設となるよう、大会や催し参加者にも周知徹底していただきますようご協力お願ひいたします。
- 21, その他不明な点があれば、いかに細かな点でも職員にご相談ください。また、施設利用上お気づきの点（危険箇所や改善した方がよい箇所等）、要望等ございましたら、お気軽に職員にお申し出ください。

《お問い合わせ先》

【住 所】〒699-0622 島根県出雲市大社町北荒木 1868-10

NPO 法人 出雲スポーツ振興 21 浜山公園グループ

【連絡先】Tel (0853) 53 - 4533 Fax (0853) 53 - 4556
e-mail hamayamakoen@theia.ocn.ne.jp